

令和7年度～令和9年度 相模向陽館高等学校不祥事ゼロプログラム

1 基本方針

本校は、不祥事発生ゼロを目指し、次の内容で「令和7年度～令和9年度不祥事ゼロプログラム」を定め全職員で取り組むこととする。

2 プログラムの策定

具体的な手続きやプログラムの策定は、不祥事防止会議が行う。

3 プログラム内容

課題	目標	取組み・行動計画
①法令遵守意識の向上	職員一人ひとりがわいせつ・セクハラ行為の未然防止について当事者意識を持って取り組み、決められたルールを遵守し、児童・生徒に対するわいせつ・セクハラ行為を行っている職員はゼロを目標とする。	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒の連絡先の適正な取得・管理方法等について、定期的に点検を行う。 ○全職員に対して「神奈川県職員行動指針」の周知徹底を図り、神奈川県職員として求められる行動を再確認する。 ○具体的な事例を示して職場研修を実施し、職員に当事者意識を持たせるとともに、生徒の連絡先の適正な取得・管理方法等について、定期的に点検を行い、全教職員で遵守徹底する。 ○校長による個人面談を実施し、生徒とのSNSの利用状況等について実態を把握する。
②職場のハラスメントの防止	人権感覚と規範意識、協働意識の向上を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ○職員の言動に問題があると感じた時には相互間で注意喚起を行う職場における適切なコミュニケーションについて、日ごろから職員間で確認し合う。 ○校長による面談を実施し、職場のハラスメント防止を徹底する。
③児童・生徒に対するわいせつ・セクハラ行為の防止	わいせつ・セクハラ行為が生徒の人権を踏みにじる行為であり、決して許されないことを全ての職員が十分に理解し、人権に配慮した行動の徹底を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ○性被害から自分の身を守ることの重要性や教職員等から不適切な行為を受けた際に相談を受ける体制を周知する。 ○生徒とのSNS等利用の禁止を徹底する。 ○授業や部活動の様子、教科準備室等の利用状況を日常的に巡視する。
④体罰、不適切な指導の防止	生徒の人権に対する配慮を怠ることなく日頃から適切な生徒指導に努め、体罰や不適切な指導を未然に防ぐ。	<ul style="list-style-type: none"> ○教員が常に学び合い、指導力を高めることで、体罰を認めない風土をつくり、体罰によらない指導を充実させる。 ○見て見ぬふりをせず、教員同士が相互に注意しあう、さらに管理職への報告を怠らないことで体罰や不適切な指導の抑止を図る。 ○特に言葉による体罰を未然に防止するため、日常的な態度や言葉に留意する意識付けを推進し、人権感覚を高める。

⑤入学者選抜、成績処理及び進路関係書類及び取扱いに係る事故防止	マニュアル等を厳守した適切な事務処理の徹底を図るとともに、管理職をはじめ全ての職員が職員同士の相互チェックに取組むことで、事故防止に努める。	<ul style="list-style-type: none"> ○入学者選抜業務における作業手順を徹底し、複数チェックを確実に行い、入力ミスを防止する。 ○指定校推薦等に際しては、推薦基準との照合・確認を徹底し、誤りのない公正な選考を行う。
⑥個人情報等管理、情報セキュリティー対策	個人情報の漏えい等のリスクは、常に身近にあることを意識して、ルールに従い適切に管理し、紛失、漏えい防止に取り組む。	<ul style="list-style-type: none"> ○教務手帳の適切な管理及び定期考査処理期間のシレッダー使用禁止等の取組みを通じて個人情報管理の徹底を図る。 ○答案用紙・成績表・調査書・生徒カードなどの重要な個人情報の受け渡し体制と管理体制を確認し、個人情報の管理の徹底を図る。
⑦交通事故防止 酒酔い・酒気帯び運転防止、交通法規の遵守	<p>交通事故の未然防止に努める 酒酔い、酒気帯び運転を防止する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○注意喚起を怠りなく行い、かつ職員同士で確認する習慣をつける ○車両等の運転者は常に安全運転に努め、交通法規を遵守する。 ○校長による面談等を通して、不祥事防止意識の徹底を図る
⑧業務執行体制の確保等	職員は情報共有に努め、業務協力体制と相互チェック体制を構築し、円滑な業務執行体制を整える。	<ul style="list-style-type: none"> ○業務の遂行にあたっては、グループリーダーや学年リーダーを中心に報告・連絡・相談が円滑に進む業務体制を構築する。 ○業務が特定の個人に偏らないよう、グループリーダーや学年リーダーの調整により、チームで業務を遂行する協力体制を敷く。
⑨財務事務等の適正執行	県費、私費の迅速で適正な執行と、事故の未然防止に努める。	<ul style="list-style-type: none"> ○年度当初に、私費会計のルールについて担当職員対象の研修会を行い、年間を通じて適切な会計の執行が行われるようにする。 ○会計担当、管理職及び出納責任者（事務長）のチェックを徹底するとともに、ミスの情報を共有することで以後のミスが出ないよう努める。

4 スケジュール

- 9月 事故・不祥事防止強化月間
- 11月 評価と報告、事故防止研修会の実施
- 12月 検証の実施
- 3月 評価と報告、(令和10年) ホームページへの掲載

5 検証と評価

(1) 中間検証

毎年10月及び3月を目標に中間検証を実施し、達成度が低い場合には対応策を検討し、執行

体制の見直しを図る。

(2) 最終検証

③に規定する行動計画について、令和10年3月初旬に実施状況を確認するとともに、各目標達成についての自己評価を行う。その結果を基に令和10年度における県立相模向陽館高等学校不祥事ゼロプログラムを策定する。